

S O M P O ひまわり生命保険株式会社 宛

変換等に関する確認書

普通保険約款または特約条項にもとづき、被保険者選択を受けることなく貴社の他の個人保険契約へ変換または加入※するにあたって、以下の事項の説明を受け、その内容を確認のうえ了承しました。

すべてのお客さまにご確認いただきたい事項

- <1> 保険期間・払込期間・保険料等を含む保障内容は、変換後契約または後契約の生命保険契約申込書記載の内容となること。
- <2> 変換後契約または後契約の責任開始日以降に生じる保険金・給付金等の支払事由は、変換後契約または後契約の約款の定めによること。
- (例) ①2007年4月2日契約日以降、死亡保険金の免責事由が『責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺』へ変更されていること。
- ②公的医療保険制度によって保険給付の対象とならない手術(視力矯正手術など)や抜歯手術などが支払対象から除かれること。
- <3> 変換等により既契約の解約・減額をともなう場合、下記の不利益事項が生じる可能性があること。
- ①解約・減額によりお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となるか、まったくないまたはごくわずかな場合もあること。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があること。
- ③変換後契約または後契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されること。
- ④変換後契約または後契約の保険料計算の基礎となる予定利率が引き下げられることによって主契約等の保険料が引き上げられる場合があること。

上記とあわせて、医療保険(MI-01)にご加入いただくお客さまにご確認いただきたい事項

- <1> 1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、変換前契約と変換後契約で入院日数を通算して計算すること。
- <2> 手術の倍率は、変換後契約の約款に記載された倍率になること。
- <3> 変換前契約に無事故割引特約、新無事故割引特約、医療(08)用無事故割引特約、無事故割引特則が付加されていた場合、変換後契約には無事故割引特則が付加できないため、変換後契約では保険料の割引は適用できないこと。
- <4> 変換前契約に医療(08)用先進医療特約、医療用新先進医療特約が付加されていて、変換後契約に医療用新先進医療特約を付加する場合、通算支払限度は変換前契約と変換後契約で、給付金支払額を通算して計算すること。
- <5> 変換前契約に医療(08)用先進医療特約が付加されていて、変換後契約に医療用新先進医療特約を付加する場合、特約加入日(変換後契約の第一回保険料充当金領収日)より前に医師の診察を受けていた疾病または傷害を直接の原因として特約加入日からその日を含めて1年以内にこの特約の支払事由に該当する先進医療を受けた場合、当該先進医療の給付金の支払は1,000万円限度となること。
- <6> 変換前契約に通院特約、医療(01)用通院特約、新終身医療(01)用通院特約が付加されていて、変換後契約に医療用通院特約を付加する場合、「変換等に関する確認書 別紙」の記載内容となること。

※ 被保険者選択を受けることなく他の個人保険契約へ変換または加入とは、普通保険約款または特約条項に定める「変換」、「他の同種類の保険からの加入に関する特則」、「他の個人保険への加入」、「他の保険種類への加入」等を指します。

令和 年 月 日

保険契約者 <自署>	法人契約者印 契約申込書と同一印	親権者 または 後見人 <自署>	
被保険者 <自署>	※保険契約者と同一人の場合は、自署不要です。	親権者 または 後見人 <自署>	

(注) 保険契約者・被保険者自署は既契約ではなく、新契約のご契約者様・被保険者様がご記入ください。

取扱 者記 入欄	【帳票使用基準】 変換、定期後加入の場合に 使用します。	申込番号	営業店受付日	本社担当者

S O M P O ひまわり生命保険株式会社 宛

変換等に関する確認書

普通保険約款または特約条項にもとづき、被保険者選択を受けることなく貴社の他の個人保険契約へ変換または加入※するにあたって、以下の事項の説明を受け、その内容を確認のうえ了承しました。

すべてのお客さまにご確認いただきたい事項

- <1> 保険期間・払込期間・保険料等を含む保障内容は、変換後契約または後契約の生命保険契約申込書記載の内容となること。
- <2> 変換後契約または後契約の責任開始日以降に生じる保険金・給付金等の支払事由は、変換後契約または後契約の約款の定めによること。
- (例) ①2007年4月2日契約日以降、死亡保険金の免責事由が『責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺』へ
変更されていること。
②公的医療保険制度によって保険給付の対象とならない手術(視力矯正手術など)や抜歯手術などが支払対象から除かれること。
- <3> 変換等により既契約の解約・減額をともなう場合、下記の不利益事項が生じる可能性があること。
 - ①解約・減額によりお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となるか、まったくないまたはごくわずかな場合もあること。
 - ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があること。
 - ③変換後契約または後契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されること。
 - ④変換後契約または後契約の保険料計算の基礎となる予定利率が引き下げられることによって主契約等の保険料が引き上げられる場合があること。

上記とあわせて、医療保険(MI-01)にご加入いただくお客さまにご確認いただきたい事項

- <1> 1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、変換前契約と変換後契約で入院日数を通算して計算すること。
- <2> 手術の倍率は、変換後契約の約款に記載された倍率になること。
- <3> 変換前契約に無事故割引特約、新無事故割引特約、医療(08)用無事故割引特約、無事故割引特則が付加されていた場合、変換後契約には無事故割引特則が付加できないため、変換後契約では保険料の割引は適用できないこと。
- <4> 変換前契約に医療(08)用先進医療特約、医療用新先進医療特約が付加されていて、変換後契約に医療用新先進医療特約を付加する場合、通算支払限度は変換前契約と変換後契約で、給付金支払額を通算して計算すること。
- <5> 変換前契約に医療(08)用先進医療特約が付加されていて、変換後契約に医療用新先進医療特約を付加する場合、特約加入日(変換後契約の第一回保険料充当金領収日)より前に医師の診察を受けていた疾病または傷害を直接の原因として特約加入日からその日を含めて1年以内にこの特約の支払事由に該当する先進医療を受けた場合、当該先進医療の給付金の支払は1,000万円限度となること。
- <6> 変換前契約に通院特約、医療(01)用通院特約、新終身医療(01)用通院特約が付加されていて、変換後契約に医療用通院特約を付加する場合、「変換等に関する確認書 別紙」の記載内容となること。

※ 被保険者選択を受けることなく他の個人保険契約へ変換または加入とは、普通保険約款または特約条項に定める「変換」、「他の同種類の保険からの加入に関する特則」、「他の個人保険への加入」、「他の保険種類への加入」等を指します。

*本票の保険会社提出用には、ご契約者様、被保険者様、親権者・後見人様の自署をいただいたうえでご提出いただいています。
法人契約の場合、押印いただいています。